

マイナンバーカード交付申請書が送付されます！

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、「オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書」が順次送付されます。(75歳以上の方で、後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方につきましては交付申請書は送付されません。)

スマートフォン等で申請書の QR コードを読み取ることで、簡単に申請ができます。(郵送等での申請も可能です。) 最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までですので、早めの申請がおすすめです。この機会に是非マイナンバーカードを取得してください！

また、役場町民課では、マイナンバーカードの発行を希望する方に、写真撮影を行い、カード申請手続きを無料でお手伝いしています。マイナポイントの申請や、健康保険証としての利用申込み、その他マイナンバーカードに関するご相談も受け付けていますので、お気軽にご来庁ください。

1. 受付場所

西ノ島町役場 町民課

2. 受付時間

平日：午前8時30分から午後5時15分まで

3. 必要なもの

本人確認書類（運転免許証、パスポート、障がい者手帳、健康保険証など）

※申請者本人が来庁してください。

※顔写真の撮影を行いますので、写真の持参は不要です。

役場で写真撮影を行いますので、
写真の持参は不要です！



カードができるまで1カ月程度かかります。受け取り時に再度来庁してください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）



新型コロナウイルス感染症対策 に関するお願い

- 3密を避けることや、マスクの着用、手洗いなど感染対策を徹底しましょう。
- 風邪症状がある方は、決して無理をせず、仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へ電話をし、早めに医療機関を受診してください。

健康相談コールセンター ☎08512-2-9900

対応時間：8時30分～21時00分
(土日・祝日も実施)

※ 症状悪化など緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付けます。

※ つながりにくい場合は、しばらく待ってからおかけ直してください。

- 風邪症状により医療機関を受診される際は、予め医療機関に電話をしてから医療機関の指示に従って受診してください。

隠岐島前病院 ☎08514-7-8211

浦郷診療所 ☎08514-6-1211

浦郷シルバー会館改修工事に伴い 利用を制限します！

浦郷シルバー会館において、令和4年9月より改修工事予定のため、下記のとおり、工事期間中の利用を制限します。町民の皆様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解の程、宜しく願い申し上げます。

ご不明な点等は、西ノ島町役場 産業振興課 プロジェクト係 までお問い合わせ下さい。

●利用制限期間

令和4年9月1日（木）

～ 令和5年3月31日（金）まで

●工事内容

改修工事



お問い合わせ先：

西ノ島町役場 産業振興課 プロジェクト係

(電話：08514 - 6 - 1220 担当：松本)

西ノ島町へ
移住をされる方

U・Iターン者の新規就業にかかる費用を助成します！

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、町内に新規就業者として移住しようとする方の移住にかかる負担を軽減するために、就業支援補助金を交付します。

1. 交付対象者

次のすべてに該当する方が支給対象となります。ただし、公務員及びその世帯員、西ノ島町及び他団体から当該補助金に関する他の補助金の交付を受けている方は除きます。

- ① 町内に移住する者
- ② 西ノ島町内に事業所を有する法人において正規職員として従事する者
- ③ 事業所の転勤による転入及び季節労働、実習又は研修等により一時的に転入したものでない者
- ④ 転入後2カ月以内に就労し、かつ、3カ月以上継続して就労している者

2. 交付内容

項 目	助成対象経費等
1. 引越し費用	荷造り及び運送に要した実費の半額を補助（上限10万円）
2. 車両運送費用	自家用車のフェリー航送に要した実費を補助（上限2万円）
3. 家電購入取付費用	町内の販売店で購入又は取付した実費の1/5を補助（上限5万円）

3. 申請手続き

申請書及び就労証明書に必要事項をご記入のうえ、領収書を添付して観光定住課（新庁舎2階）にて手続きして下さい。各種必要書類は観光定住課にて受け取れます。

4. 事業所の方へ

事業所の方は、正規雇用に伴い移住する方に制度の概要をお伝えいただき、領収書の保管を依頼して下さいますようご協力をお願いします。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 観光定住課（電話：08514 - 6 - 1257）



8月26日～9月1日は

「子どもの人権110番」強化週間です



松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、子供をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組の一つとして、本年8月26日（金）から9月1日（木）までの一週間を、全国一斉「子供の人権110番」強化週間と定め、下記のとおり相談受付を通常より延長して電話相談をお受けします。

学校でのいじめや、家庭内における児童虐待、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見など、学校生活や日常生活の中で悩みがある人やその保護者の方は、一人で悩まずにご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

1. 強化週間実施日時 （1）期間：令和4年8月26日（金）から9月1日（木）まで

（2）時間：午前8時30分から午後7時まで

ただし、土曜日・日曜日は

午前10時から午後5時まで

2. 電話番号 0120-007-110

3. 相談員 法務局職員又は人権擁護委員

4. 主催者 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

5. その他 事前のお問い合わせは、松江地方法務局人権擁護課まで

電話：0852-32-4260

